

## 5 地域自主組織の発展と自治制度

### ポイント

地域自主組織が基礎となる住民自治が実現した場合、地域自主組織への権能付与のニーズが生まれるという認識のもと、地域自主組織への権能付与制度のイメージを示す。

そして、行政と地域自主組織との役割分担の明確化や法律上の問題点など、制度の創設に際して検討すべき課題を挙げ、今後のさらなる検討の必要性を指摘する。

#### (1) 地域自主組織のための権能付与と制度の整備

- ・ ここまで見てきたように、地域の中には、住民が身近な生活レベルの問題について自ら考えようとする気運が醸成され、自らの課題は自ら取り組むという意識が高まるとともに、構成員相互の良好な協力関係が築かれるなど、住民同士が合意していける能力や互いに助け合う能力が高まってきている地域が見受けられる。
- ・ 今後、各地域において、4で示したような取組みが進み、地域自主組織を基礎とする地域社会の住民自治が実現されるようになってきたときには、そうした状況に応じて、これを担う地域自主組織についても、地域の自立した活動主体にふさわしい権能や財政基盤が確立されていくことが求められる。
- ・ そのためには、地域自主組織が公共的な活動を十分に行えるよう、一定の権能を付与できるようにするとともに、公共的な活動主体として必要な組織や運営を確保する制度を整備することが求められるものとする。
- ・ 現在、国においては第27次地方制度調査会などにおいて、道州制や都道府県 - 市町村関係の見直しなど、国と地方を通じた行政体制の見直しの観点から自治制度の見直しが進められているが、これと並行して、このような、いわば地域の視点から発想する住民自治の充実のための自治制度の見直しも、また重要であるとする。

#### (2) 地域自主組織への権能付与のイメージ

- ・ 地域自主組織が担う公共的な活動としては、例えば、身近な地域の公園や集会所の運営管理、迷惑ビラの撤去、リサイクル活動、地域の伝統文化の継承、コミュニティ・ビジネス、独居高齢者等への緊急時の対応や配食サービス、地域ぐるみの子育て支援や教育活動、防犯・防災活動、地域イベントの企画・実施等のうちから、地域の実情に応じて自主的に取り組んでいくことが考えられる。

- ・ このような活動を行うことを念頭に置き、地域自主組織が、その自立性と多様性を保ちつつ、必要な機能を備えることができるようにするためには、次のようなイメージの権能付与制度の導入を検討することが必要と考えられる。

(ア) 地域自主組織への権能付与の根拠は法律に定め、具体的には、市町村が条例に基づいて付与することとしてはどうか。また、地域自主組織からの申出に基づき市町村の条例によって権能を付与する仕組みとすることにより、地域自主組織の自主性や多様性を保障することが必要ではないか。

(イ) 地域自主組織に付与する権能は、法令に反しない範囲において市町村が条例で定めることとしてはどうか。

(ウ) 地域自主組織は、条例で定めるところにより、市町村の事務の一部の委託を受けることができることとしてはどうか。

(エ) 市町村は、地域自主組織の申出に基づき、その職員を自治組織の事務に従事させることができることとしてはどうか。

### (3) 地域自主組織の組織や運営に関して今後検討を深めるべき論点

- ・ 地域自主組織への権能付与制度により、地域の自立した活動主体にふさわしい権能が備わることが期待されるが、その場合には、併せて公共的な活動主体として必要な組織の運営を担保する制度を整備することが必要と考えられ、例えば次のような事項についての検討が求められる。

(ア) 地域の意見の反映と集約

- ・ 地域におけるコンセンサスを形成する仕組みとして、どのような制度が望ましいか。
- ・ 特に、少数意見の取扱いや意思決定過程における反対意見の取扱いをどうするか。また、議会との関係をどのように考えるか。

(イ) 地域自主組織の組織と行政の関与

- ・ 権能の付与を受ける地域自主組織は、いかなる規模、組織、機能等を有している必要があるか。
- ・ 設立認可や監査等、行政の地域自主組織に対する関与はどうあるべきか。

(ウ) 行政手続や争訟上の位置付け

- ・ 例えば、地域自主組織が権能の付与を受けて行う行為について、不服申立てや賠償などをどう取り扱うか。

(I) 同一市町村内における異なる取扱いの是非

- ・ 同一の市町村内で、地域自主組織ごとに、多様な対応を可能とする仕組みを制度化するに当たっては、どのような点に留意しなければならないか。

(4) 自治制度への位置付けに向けて

- ・ 今後、一定の条件を満たす自立した活動主体としての地域自主組織が出現し、公共的な活動を住民が自ら担おうとする意欲と能力が高まってくることと呼応して、そうした地域自主組織に権能を付与する制度の整備が求められるものと考えられる。この場合、上記(3)に示すような検討課題について、さらに制度面から慎重に論議していくことが必要であろう。
- ・ 今後、こうした住民自治のあり方を構想する幅広い見地からの論議や検討が積み重ねられることを期待する。